

●認定基準について

長期優良住宅建築等計画の認定には、全ての項目で認定基準を満たすことが必要となります。
朝霞市の基準として、下記のとおり定めています。

令和4年10月1日

認定基準項目		認定基準
長期使用構造	劣化対策	長期使用構造とするための措置及び維持保全の方法の基準 (平成21年国土交通省告示第209号)
	耐震性	
	可変性	
	維持管理・更新の容易性	
	バリアフリー性	
	省エネルギー性	
維持保全計画		
住戸面積		1戸当たりの床面積 戸建て住宅：75㎡以上 共同住宅等：40㎡以上 ※ただし、少なくとも1の階の床面積が40平方メートル以上 (階段部分を除く)
居住環境基準		○地区計画区域内における取扱い (窓口：朝霞市役所まちづくり推進課) 地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域内において、申請建築物が当該地区整備計画(建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠に限る)に適合していること。 ○都市計画施設等区域における取扱い (窓口：朝霞市役所まちづくり推進課) 次の区域内に立地しないこと。 ・都市計画法第四条第四項に規定する促進区域 ・都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域 ・都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業の区域 ・都市計画法第四条第八項に規定する市街地開発事業等予定区域 ・住宅地区改良法第八条第一項の告示があった日後における同法第二条第三項に規定する改良地区 ○景観計画区域内における取扱い (窓口：朝霞市役所開発建築課) 景観計画の区域内において、申請建築物が届出対象となる場合、景観計画に適合していること。
災害配慮		○災害配慮区域における取扱い (窓口：朝霞市役所危機管理室) 次の区域に立地しないこと。 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域

(裏面に続く)

災害配慮	<ul style="list-style-type: none">・地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域 (令和4年10月1日時点は市内に該当はありません。)・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域 (令和4年10月1日時点は市内に該当はありません。)
------	--